平成26年労第490号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、同人の亡夫(以下「被災者」という。)は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までA鉱山、B鉱山のほか、C県D市所在のE会社F支店施工の建設工事現場で就労し、粉じん作業に従事していたとしている。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3 イ、PR2、F(一)、療養否」と決定された後、平成〇年〇月〇日G病院で「続発性気管支炎」と診断されたため、労災保険により加療を受けていたが、平成〇年〇月〇日死亡した。

H病院の死亡診断書によると、直接死因として「肺炎」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に 遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上 の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。 請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」 という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人らは、被災者はじん肺及び合併症の増悪により死亡したものであると 主張しているので、以下、検討する。
 - ア 死亡原因について、 I 医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において 「I (\mathcal{T})直接死因:肺炎、 I (\mathcal{T})の原因:空欄、 I 直接には死因に関係 しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等:じん肺」と意見している。
 - イ じん肺の病像については、J医師はじん肺健康診断結果証明書で、平成〇年〇月〇日撮映のX線写真から、粒状影「2/2」、不整形陰影「0/0」としており、その後も著しい変化は認められない。
 - ウ 肺機能について、J 医師は、平成○年○月○日付けじん肺健康診断結果証明書及び平成○年○月○日付け診断書(じん肺用)において判定F++としている。K 医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日と平成○年○月○日まで(肺炎を発症する前まで)はじん肺の所見はほとんど変化なし、として、肺機能の判定についてF+とし、さらに、死亡時の肺機能検査についてF+としている。
 - エ 以上のとおり、I 医師は被災者のじん肺について直接には死因に関係しないと所見し、J 医師の診断書等からもじん肺病像には著しい変化は認められず、さらに、K 医師は被災者の血液ガス検査値について、F+との所見を重ねていることからみて、被災者が死亡に至る段階においても、その肺機能に

は大きな変化は認められないものであったと判断する。

(2) 合併症である続発性気管支炎について検討すると、上記 J 医師作成のじん肺健康診断結果証明書等によると、平成〇年〇月以降、たんの性状、たんの量ともほぼ一定しているとされており、K 医師も上記意見書において、「続発性気管支炎の変化は認めがたい。」としているところであり、続発性気管支炎の程度は増悪しているとは認められない。

以上から、当審査会としても、被災者のじん肺及び合併症の程度は、大きな変化、増悪もなく推移してきたものと判断する。

- (3)被災者には、平成〇年〇月〇日付け肺結核以外の合併症に関する検査で「肺気腫」が確認され、J医師は平成〇年〇月〇日付け診断書(じん肺用)において「肺気腫が重症であり、そのために全身衰弱が進行します。」と所見しており、さらに、K医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、肺炎が直接の死亡原因であるが、肺気腫が重篤であることから、加齢や肺気腫に肺炎を併発して死亡した可能性が高いとしている。当審査会としても両医師の所見からみて、被災者の死亡原因は加齢や肺気腫に肺炎を併発したことによるものと考えることが妥当であると判断する。
- (4)以上のとおり、被災者のじん肺及び合併症は、死亡までの間に著しく進展増悪したとは認められず、肺炎にり患し肺気腫の影響により死亡するに至ったものとみるのが相当である。

したがって、被災者は、じん肺及び続発性気管支炎が相対的に有力な原因となって死亡したものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬 祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。